

氏名：

() 歳

受付者：

障害児の調査項目

1 食事摂取について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

1. できる (年齢によるもの)

2. 一部介助

3. 全介助

判断基準

「一部介助」

- ・食事の際、食卓上で小さく切る、魚の骨をとる、等食べやすくするため、何らかの介助を行っている場合
- ・食べこぼしの掃除などを行っている場合
- ・特定の食品を極端に摂取するなど、何らかの介助が必要な場合

「全介助」

- ・能力の有無にかかわらず、現在自分では全く摂取していない場合
- ・早食いなど自分で摂取すると健康上の問題があり、全て介助している場合
- ・経管栄養（胃ろうを含む）や中心静脈栄養などで全て介助を受けている場合

2 排泄について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

1. できる (年齢によるもの)

2. 一部介助

3. 全介助

判断基準

「一部介助」 次のいずれかの1項目に該当する場合

- ・トイレまでの移動、移乗に介助が必要な場合
- ・排泄動作に介助が必要な場合
- ・排泄後の後始末に介助が必要な場合

「全介助」 次のいずれかの2項目以上に該当する場合（おむつを使用している場合は全介助）

- ・トイレまでの移動、移乗に介助が必要な場合
- ・排泄動作に介助が必要な場合
- ・排泄後の後始末に介助が必要な場合

3 入浴について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

1. できる (年齢によるもの)

2. 一部介助

3. 全介助

判断基準

「一部介助」

- ・浴槽の出入りに介助を要する場合
- ・自分では十分に洗えないため、洗身を手伝ってもらう場合
- ・介護者が部分的に洗い直しをする場合

「全介助」

- ・浴槽の出入りから洗身まで全てを介護者が行っている場合
- ・日常的に入浴していない（洗身していない）場合
- ・清拭のみを行っている場合

4 移動について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

1. できる (年齢によるもの)	2. 一部介助	3. 全介助
------------------	---------	--------

判断基準

「一部介助」

- ・自分一人では移動できないため、部分的に介助が行われている場合
- ・段差で車いすを押すなどの介助が行われている場合

「全介助」

- ・自分では移動が全くできない場合
- ・徘徊や多動があり、日常生活上全場面で介助が必要な場合
- ・医療上の必要から移動が禁止されている場合

5 行動について、当てはまる項目に1つだけ○印をつけてください。

(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安的な行動や、危険の認識に欠ける行動。	・ない	・週に1回以上ある(※1)	・ほぼ毎日ある(※2)
(2) 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。	・ない	・週に1回以上ある(※1)	・ほぼ毎日ある(※2)
(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	・ない	・週に1回以上ある(※1)	・ほぼ毎日ある(※2)
(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	・ない	・週に1回以上ある(※1)	・ほぼ毎日ある(※2)
(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。	・ない	・週に1回以上ある(※1)	・ほぼ毎日ある(※2)
(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない。	・ない	・週に1回以上ある(※1)	・ほぼ毎日ある(※2)
(7) 学習障害のため、読み書きが困難。	・ない	・週に1回以上ある(※1)	・ほぼ毎日ある(※2)

(※1) 週に1回以上の支援や配慮等が必要。調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。

(※2) 週5日以上支援や配慮等が必要。調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。

☆調査項目判断基準として、通常の発達において必要とされる介助等は除く。